

報告タイトル

中国の民族区域自治におけるソ連要因

“The Soviet factor in the regional ethnic autonomy system of China”

氏名（所属）

熊倉 潤（法政大学）

KUMAKURA Jun (Hosei University)

要旨

中国の民族区域自治は、民族の分布をもとに自治単位を設置する点でソ連とゆるやかに共通するが、連邦制をとっていない点では、ソ連の民族領域連邦制と明確に異なる。中国共産党は 1920 年代には、ソ連に倣い、民族自決権の諸民族への適用を標榜し、連邦制国家構想を表明していた。しかし、1949 年、中華人民共和国の建国宣言に先立って、自国領域内の諸民族に民族自決の原則を適用し連邦制国家を建設する可能性を否定した。他の様々な分野でソ連を模倣した中国が、連邦制に関して独自性を示したのは、周恩来の言に従えば、「帝国主義」の「挑発」による少数民族の分離独立運動を未然に防止することを意図したからであった。この点については、すでに多くの研究が分析を試みており（特に、陳夕、毛里和子、王柯の研究が参考になる）、新資料が現れない限り、これに付け加えることはないかもしれない。

しかし、これまでの研究は、中国がソ連と異なる国家建設を行ったことに関する中共指導者の説明の分析に注力するあまり、ソ連の側で 1940 年代に生じていた微妙な変化を看過してきたのではないだろうか。ソ連では当時、「大祖国戦争」を経て「諸民族の友好」Дружба между народами の宣伝に力点が置かれるようになり、民族自決の原則が以前ほど強調されなくなっていた。したがって、中国が民族自決に基づく連邦制を採用しなかったことは、一面では中国がソ連の国家建設を模倣しなかった結果とも言えるが、他方では同時代のソ連の変化から影響を受けた結果である可能性も否定できない。さらにいえば、1 つの国家のもとに各民族の自治単位を設置するという構想は、1922 年、ソ連成立の半年前にスターリンらが提起した、いわゆる「自治化案」に見られる発想である。本報告では、ソ連の連邦制とそれが中国に与えた影響について、射程を広くとって再考したい。